

航空管制業務の民営化(政府全額出資を含む)の可否如何。

我が国における航空管制業務の民営化(国以外の主体により行う場合を総称)については、以下の理由により、直ちに実施できる状況にはないと認識。

1. 航空管制の軍民分離

我が国では、昭和46年の雫石空中衝突事故を契機として軍民の空域分離を徹底し、航空局、防衛庁及び在日米軍が並立して航空管制業務を実施している。

一方、既に航空管制が国以外の主体により行われている英国やドイツでは、航空交通の安全確保と空域の効率的利用のため、航空管制の軍民一元化(※基地周辺の限られた空域は軍に留保)が実現している。

また、CANSO(公団・公社化された管制機関で構成される国際団体)においても、航空管制の軍民分離は管制の民営化を阻む要因と考えている。

したがって、我が国における航空管制の民営化については、軍民一元化が前提と考えるが、その可否については、安全保障上の視点も踏まえつつ、防衛庁や米軍との十分な協議を尽くすことが不可欠である。

2. 財政的基盤の確保

航空管制が民営化された場合の収入源は、専ら航行援助施設利用料(管制サービスの対価)に依存することとなり、管制機関の経営が好調なときには航援料は安くなるが、経営が悪化すると航援料は高くなる。

CANSOによると、2001年9月の米国同時多発テロ以降、航空会社の減便や大型機運航の減少により多くの管制機関の経営は悪化しているとのことである。

英国NATSは政府からの財政支援を求める事態に至った(実際に行われたかは未確認)他、2003年1月から(3年間)航援料の引き上げが行われた。

カナダにおいても、ナブカナダは2003年8月に、航援料を約6%引き上げた。

このように、テロ・戦争等外部的な要因により管制機関の経営が悪化した場合には、業務継続のため、政府支援や航援料引き上げが必要となる場合があるが、一方でCANSOは、民営化された管制機関について、政府組織からの財政的独立を求めている。

したがって、我が国における航空管制の民営化については、海外の先進事例も踏まえつつ、管制機関の財政的基盤のあり方、政府支援のあり方について、ユーザーである航空機運航者も含めて、十分な検討が必要である。

イギリス、ドイツにおける航空管制の軍民一元化の状況

			イギリス	ドイツ	日本
航空管制業務の実施主体	飛行場周辺空域	飛行場管制業務 (Aerodrome Control Service)	NATS (航空管制運営会社) 軍用飛行場においては英軍	DFS (ドイツ航空管制有限会社) 軍用飛行場においては独連邦軍	国土交通省 自衛隊の飛行場においては防衛庁
		進入管制業務 (Approach Control Service)	NATS (航空管制運営会社) 軍用飛行場においては英軍	DFS (ドイツ航空管制有限会社) 軍用飛行場においては独連邦軍	国土交通省 自衛隊の飛行場においては防衛庁
	その他空域	航空路管制業務 (Area Control Service)	NATS (航空管制運営会社) 航空路管制業務への英軍関与の有無については調査中	DFS (ドイツ航空管制有限会社)	国土交通省
航空管制業務実施の状況 (軍民一元化の状況)			上記のとおり、航空管制業務の軍民一元化は行われていない。 詳細については調査中。	航空管制業務は、基本的に DFS が指導・統制を行い、軍用飛行場周辺空域の航空管制業務については、独連邦軍が実施している。 DFS 設立に際しては、独連邦軍管制官も採用され、予備役軍人としての地位を保有し、軍事上の専門知識をもって DFS に勤務している。 有事に際しては、独連邦軍が独空域全体の航空管制の任務を引き継ぐこととなる。	航空管制業務は、国土交通大臣の権限に属し、防衛庁長官が設置管理する飛行場に係る航空管制業務については、防衛庁長官に委任されている。委任により防衛庁長官が行う業務の運営に関する事項については、国土交通大臣が統制している。

注：NATS：National Air Traffic Services

DFS：Deutsche Flugsicherung GmbH (ドイツ航空管制有限会社)

その他の国における航空管制の軍民一元化の状況

			カナダ	フランス	イタリア	ロシア
航空管制業務の実施主体	飛行場周辺空域	飛行場管制業務 (Aerodrome Control Service)	NVA Canada (非営利法人) 軍用飛行場においては加軍	軍用飛行場においては仏軍 民間空港に関しては調査中	軍用飛行場においては伊軍 民間空港に関しては調査中	ロシア航空管制国家単一企業 軍用飛行場においてはロ軍
		進入管制業務 (Approach Control Service)	NVA Canada (非営利法人) 軍用飛行場においては加軍	軍用飛行場においては仏軍 民間空港に関しては調査中	軍用飛行場においては伊軍 民間空港に関しては調査中	ロシア航空管制国家単一企業 軍用飛行場においてはロ軍
	その他の空域	航空路管制業務 (Area Control Service)	NVA Canada (非営利法人) 及びカナダ軍	パリ周辺の航空路についても 空軍連絡部門があり、一定の影響力 を行使。詳細については調査中。	調査中	民間航空機の用に供する航空路に 関してのみ、ロシア航空管制国家 単一企業。 当該航空路を離れて航行する場 合は、国防省の許可が必要。
航空管制業務実施の状況 (軍民一元化の状況)			1995年7月、カナダ運輸省は、 航空管制業務の運営について、非 営利法人として NVA Canada を発 足させ、NVA Canada は、1996年 11月よりその運用を開始した。 有事に際し、カナダ軍は、軍が 航空管制業務を実施することが望 ましいと考えている。	上記のとおり、航空管制業務 の軍民一元化は行われていな い。詳細については調査中。	1979年までは、軍が民間航空 を含め航空管制業務を実施して いたが、1981年、航空管制庁が 設立され、民間航空の管制が軍 と切り離された。 1996年12月、ENAV (航空交 通援助公団) に改組され、2001 年、株式会社化された。 同社の株式は国が全額保有して いる。	ロシア航空管制国家単一企業 は、連邦政府より委託された財産 を管理運営する企業であり、財産 の所有権は国家に帰属し、必ずし も民営化されているとはいえない。 ロシア運輸省は、当面民営化(株 式会社化)は行わないとしている。

注：ENAV：Ente Nazionale di Assistenza al Volo (航空交通援助公団)